

企画競争に関する公告

旭労災病院新棟病室に係るテレビ・床頭台等備品の賃貸借業務について、受託候補者の選定を企画競争(公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。))により実施しますので、次のとおり公告します。

平成30年12月25日

独立行政法人労働者健康安全機構
旭労災病院 契約担当役
院長 宇佐美 郁治

1 業務の概要

(1) 業務名

旭労災病院新棟病室に係るテレビ・床頭台等備品の賃貸借業務

(2) 委託内容

旭労災病院新棟病室の備品賃貸借業務

(3) 履行期間

平成31年5月1日から平成38年4月30日まで(7年間)

(4) 履行場所

独立行政法人労働者健康安全機構 旭労災病院

2 参加資格要件

本プロポーザルへの参加する事業者(以下「参加者」という。)は、次の資格要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約の履行にあたり品質、数量について不正行為をした者、公正な競争を妨げた者、公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者等でその事実があった後2年を経過しない者。
- (4) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において資格の種類「役務の提供等」、調達する物品等が「賃貸借」のA、B、C又はDの等級に格付され、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 愛知県内の250床以上の病院において床頭台等賃貸借業務を3年以上、現在設置運営している実績を3件以上有すること。

3 参加手続

(1) 募集要領等の交付期間

公告の日から平成31年1月25日(金)まで

ただし、土、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く

(2) 交付場所

「7 問合せ先及び提出先」のとおり

4 質問の受付及び回答

募集要領等に関する質問の受付は、次のとおり行う。

(1) 受付期間

平成30年12月25日(火)から平成31年1月18日(金)まで

ただし、土、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く

(2) 回答方法

質問に対する回答は、質問者を特定できる情報を削除のうえ、平成31年1月21日(月)までに、旭労災病院会計課掲示板及び募集要領等を交付した全員に電子メールにより回答する。

5 提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申請書兼誓約書(第1号様式)
- イ 実績一覧表(第2号様式)
- ウ 会社概要(第3号様式)
- エ 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)写
- オ 提案書
- カ 見積書(第4号様式)
- キ 技術回答書

(2) 提出期間

平成31年1月7日(月)から1月25日(金)午後5時まで

ただし、土、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く

6 選定方法等

(1) 選定方法

- ア 選定に当たっては、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションに基づき、提案の

妥当性や見積価格など、総合的に参加者の業務実施能力を審査するため、「旭労災病院新棟病室に係るテレビ・床頭台等備品の賃貸借業務公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

イ 参加者によるプレゼンテーションは、平成31年1月29日(火)に行う。参加者による説明15分、質疑応答5分の予定で行うが、時間、場所等の詳細については、別途連絡する。なお、プレゼンテーションの順番は提案書の受付順とする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、平成31年1月30日(水)以降に、参加者全員に対して文書で通知する。

7 問合せ及び提出先

〒488-8585

愛知県尾張旭市平子町北61番地

独立行政法人労働者健康安全機構 旭労災病院 会計課契約係

電話番号 0561-54-3131

FAX番号 0561-52-2426

メールアドレス keiyaku@asahih.johas.go.jp

8 その他

- (1) 契約書の作成は要とする。
- (2) 契約保証金は免除とする。
- (3) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 提出された書類の返却は行わない。また、原則として、書類提出後の記載内容変更は認めない。
- (5) 本プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (6) 提案書提出後、当院の判断で参加者に補足資料の提出を求めることがある。
- (7) 契約後において、提出書類に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。